

戸籍謄本等の交付申請の方法について

— 窓口申請の場合 —

法人各位

葛飾区 戸籍住民課

葛飾区では、個人情報保護のため法人各位からの戸籍謄本等の窓口申請については、戸籍法および住民基本台帳法等に基づき下記のように取り扱っております。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

また、独自の取扱いとして、他人の戸籍謄本や住民票等を不正に取得した事実が明らかになった場合、被害者に請求人の氏名などを通知します。

なお、住民票等の交付申請につきましては、別チラシをご覧ください。

1. 申請書への記載事項

申請書に次の事項をご記入ください。

(1) 申請年月日

(2) 申請者：「代表者事項全部（一部）証明書」または「履歴（現在）事項全部（一部）証明書」に登記されている法人の所在地、法人名、代表者または支配人の氏名、押印（*1）、電話番号
（*1）押印していただく印は、代表取締役印、社印、代表取締役の私印、支店長印などです。

(3) 必要な戸籍の本籍・筆頭者、申請の対象となる方の氏名

(4) 必要な戸籍の種類、通数

(5) 申請理由

第三者（本人等以外）の方が申請できる場合と申請理由の記入事項は、次のとおりです。申請理由は具体的に記入してください。申請理由を確認するための資料を提示していただく場合がありますので、お持ちください。

ア. 自己（申請者）の権利の行使や義務を履行する必要があるとき

【申請理由の記入事項】

- 権利または義務が発生する原因となった具体的な事実
- 権利または義務の内容の概要
- 戸籍等の記載事項を確認する必要性

イ. 国または地方公共団体の機関に提出する必要があるとき

【申請理由の記入事項】

- 戸籍等を提出すべき国または地方公共団体の機関の名称
- 提出を必要とする具体的な理由

ウ. 戸籍等の記載事項を利用する正当な理由があるとき

【請求理由の記入事項】

- 戸籍等の記載事項を利用する具体的な目的
- 戸籍等の記載事項を利用する具体的な方法
- 戸籍等の記載事項を利用する必要があることの具体的な理由

(6) 申請担当者の氏名等（従業員が申請に来所するとき）

支店名または営業所名（事務所名）等および所在地、所属部署、担当者氏名、電話番号

2. 添付書類

(1) 代表者が申請に来所するとき（①と②の書類）

① 代表者の資格を証する書面

法務局発行の「代表者事項全部（一部）証明書」または「履歴（現在）事項全部（一部）証明書」（※申請した代表者の記載があり、発行後3か月以内の原本に限ります。）【提出（*2）】

② 代表者の本人確認書類（*3）【提示】

（2）支配人が申請に来所するとき（①と②の書類）

① 支配人の資格を証する書面

法務局発行の「履歴（現在）事項全部（一部）証明書」（※申請した支配人の記載があり、発行後3か月以内の原本に限ります。）【提出（*2）】

② 支配人の本人確認書類（*3）【提示】

（3）従業員が申請に来所するとき（①～③のすべての書類）

① 代表者または支配人の資格を証する書面

法務局発行の「代表者事項全部（一部）証明書」または「履歴（現在）事項全部（一部）証明書」（※委任した代表者または支配人の記載があり、発行後3か月以内の原本に限ります。）【提出（*2）】

② 従業員に戸籍の交付申請をする権限が付与されていることを証する書類

代表者もしくは支配人が作成した委任状【提出】または社員証【提示】など

※名刺や健康保険資格確認書は不可

③ 従業員の本人確認書類（*3）【提示】

（*2）「代表者事項全部（一部）証明書」または「履歴（現在）事項全部（一部）証明書」

上記の証明書については、原本還付することができます。原本還付をご希望の場合は、同証明書の原本及び写しをお持ちください。

（*3）本人確認書類の種類

自動車運転免許証、旅券（パスポート）、個人番号カード、在留カード、その他官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書で本人の顔写真が貼付されたもの

※ 本人確認書類が、顔写真付きでない場合や、法人が発行した身分証明書等の場合には、本人確認書類を複数提示していただきます。

※健康保険証、通知カードは本人確認書類にはなりません。

◎ 問い合わせ先

葛飾区役所 戸籍住民課 住民記録係 電話 03（5654）8191（直通）
03（5654）8192（直通）